

地方更生保護委員会事務局保護観察官の一日

高橋 真澄

九州地方更生保護委員会事務局那覇分室

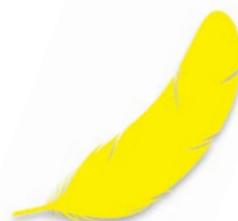
○略歴

平成25年4月 九州地方更生保護委員会事務局統括審査官付（事件関係統計等事務担当）

平成28年4月 九州地方更生保護委員会事務局那覇分室保護観察官（現職）

○1日のスケジュール

- 8：30 登庁
- 8：30 事務処理・少年院での調査面接（36条調査）準備
- 12：00 昼休み・移動
- 13：30 沖縄少年院で36条調査面接（2名）（面接終了後、移動）
- 16：45 帰庁
- 16：45 事務処理・仮釈放等調査票作成
- 17：15 退庁



業務紹介

私が勤務している地方更生保護委員会では、主に矯正施設（刑務所や少年院）に收容されている対象者の仮釈放や仮退院に関する審理のための調査（「36条調査」と言います。）を行っています。調査では、矯正施設入所前の生活状況や家族関係、出所後の生活設計の見込みや対象者本人の問題意識の変化など、多岐にわたって調査を実施します。調査をするにあたっては、前もって本人に関する記録を読み込み、どこに焦点を当てて調査するかという事前準備が大事になります。事前準備をしっかりと行うことで、調査がより中身のあるものになると感じています。

調査後は、調査内容を書面にします（仮釈放等調査票を作成）。この「準備→調査→作成」で1サイクルとなります。多い時では、1日で5人前後の調査を行うため、その分の事前準備や書類作成には毎回苦勞しています。しかし、調査した内容が仮釈放や仮退院に関する審理の資料として活用されることになるため、責任のある仕事を任されていると感じています。

受験生の皆さんへのメッセージ

「保護観察官になりたい！」という熱意と
「立ち直りを支えたい！」というやる気に
満ち溢れた皆さんをお待ちしています。



電話協議を行う筆者